

施設補修請負契約書

収入印紙

1 補修件名

2 補修場所

3 契約期間 契約日から令和 年 月 日

4 請負代金額

	百万			千			円
	百万			千			円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

5 契約保証金 東大阪市財務規則第117条第3号により免除

6 代金支払方法 竣工後一時払い

令和 年 月 日

発注者 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野田 義和

印

受注者

印

上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

第1条 受注者は、別紙図面及び指図に基づき表記の金額をもって、発注者の定める期日までにこの契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、補修を完了したときは、遅滞なく発注者に対して補修完成届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の補修完成届を受領したときは、その日から10日以内に検査しなければならない。

3 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者の負担をもって遅滞なく補修し直さなくてはならない。

4 受注者は、第1項の検査に合格したとき以後、発注者に対して請負代金の支払を請求することができる。

5 発注者は、前項の適正な支払の請求があったときは、その日から30日以内に請負代金を受注者に支払う。

第3条 受注者は、天災地変その他正当な事由により履行遅延のおそれのあるときは、直ちにその事由を発注者へ届け出て、補修完成期限延期の承認を求めなければならない。

第4条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき事由により契約期間内に債務の履行を怠ったときは、契約期間終了の翌日から補修を完了した日までの日数に応じて、請負代金額に対し当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。

第5条 契約保証金は、東大阪市財務規則第117条第3号の規定により免除する。

第6条 発注者は補修が完了するまでの間は、次条又は第8条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行について職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

(2) 第11条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(3) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 受注者が、破産手続開始の決定を受け又は契約を締結する能力を有しない者となり若しくは居所不明となったとき。

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合で、受注者の責めに帰すべき事由であるときは、受注者は、請負代金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとし、なお発注者に損害のあるときは、発注者は受注者にその賠償を請求することができる。

(1) 第7条又は前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第10条 本契約物件の引渡後、その物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をなす義務を負うものとする。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第11条 本契約から生ずる権利について、受注者は、発注者の承認がなければ、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第12条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第13条 受注者は、この契約の履行の全部又は主要の部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

第14条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、関係法令及び東大阪市財務規則に従うものとし、その他は発注者と受注者とが協議のうえ定め、協議がととのわいないときは、発注者の認定するところによる。